

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0796)

県最賃専門部会 第1回

令和4年7月26日 非公開

開催日時	令和4年7月26日	10時00分～10時29分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会運営規程の一部改正について 2 令和4年度群馬県最低賃金専門部会の運営について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 群馬県最低賃金改正決定に係る審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。</p>
事務局	<p>賃金室長の木村でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまから、群馬地方最低賃金審議会第1回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p>

	<p>令和4年度の第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行をさせていただきます。</p> <p>最初に、部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p> <p>福永でございます。</p> <p>令和4年度の第1回目の群馬県最低賃金専門部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の専門部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年も専門部会における審議を始めることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、中央では、6月7日に経済財政運営と改革の基本方針2022と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画が閣議決定され、公労使3者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論していただくという方針が掲げられ、中央最低賃金審議会では現在目安小委員会で議論されているところでございます。</p> <p>こうした中、本日より、今年度の群馬県最低賃金の改定に関しましてご審議をはじめていただくわけですが、群馬県における経済、雇用の実態を踏まえ、当専門部会の自主性が発揮され、適切且つ慎重なご審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆様、よろしければ上着の方をお取りになっていただければと思います。私の方も失礼いたします。</p> <p>大変恐縮ですが、これから先は、着座にて失礼いたします。</p> <p>6月30日に、群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会長に群馬県最低賃金の改正の決定について諮問を行ったことにより、最低賃金専門部会が設置されております。専門部会を組織する関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員につきましては、関係者から候補者の推薦があり、選考させていただいた結果、本日お集まりいただいた、それぞれ3名の方々に対して、群馬労働局長から委嘱発令をさせていただいております。</p> <p>公益を代表する委員につきましては、審議会の公益委員の中から3名の方を任命させていただいております。</p> <p>委員の皆様の方の委嘱状につきましては、労働局長からお渡しすべきところでございますが、時間の関係の都合もございまして、あらか</p>

じめお席に置かせていただいております。失礼とは存じますがご容赦いただきますようお願いいたします。

また、別な封筒に次回の審議会のご案内を入れさせていただいておりますので、後程ご確認の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、お手元の資料1、委員名簿に従ひまして、専門部会の委員の皆様を、まずご紹介させていただきたいと思ひます。順番に名前をお呼びいたしますが、着座のままで結構ですので、よろしくお願ひいたします。

まずは、公益を代表する委員としまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

労働者を代表する委員としまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

使用者を代表する委員に移ります。■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

委員の皆様におかれましては、今年度の専門部会の審議につきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、次第の4、部会長と部会長代理の選出に進ませていただきます。

最低賃金法第25条第4項及び同法第24条により、専門部会の部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に、労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員が事前に協議しました結果より、部会長には■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出するとのことでございます。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

全会一致で選任されたことを確認させていただきます。
プレートを置かせていただきます。

<p>部会長</p>	<p>それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、一言ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に部会長の■■■■委員からお願いいたします。</p> <p>部会長に選任していただきました■■■■でございます。 当専門部会は群馬県の最低賃金を決定するプロセスにおいて、非常に重要な意味を持っていると認識しております。 私としましては、公平・公正な議事の運営に努めてまいりたいと存じますので、委員の先生方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。 ■■■■部会長代理、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>部会長代理</p>	<p>この度、部会長代理にご選出いただきました■■■■でございます。 昨年度に引き続きまして、部会長の方をサポートしながら、しっかりとした議論につとめてまいりたいと思います。 よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。 これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは次第の5番の議題に入らせていただきます。 (1) 令和4年度群馬県最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それではお手元の資料2をご覧ください。群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会運営規定、こちらによりご説明いたします。 専門部会運営規定は、目的、構成、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したものととなっております。 このなかで、専門部会の会議の公開・非公開の取り扱い、議事録など関係資料の公開・非公開の取り扱い、そして、専門部会の開催回数などの3点について、ご審議いただくにあたりまして、簡単ですが説明させていただきます。 まず1点目としまして、専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。当専門部会の会議は、例年、専門部会運</p>

営規程第6条第1項但し書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとしまして、第1回目から非公開となっております。

6月30日に開催されました第1回目の審議会では、当専門部会の公開・非公開についてご協議いただいた結果、『当初から専門部会を非公開とすべきである』という審議会の意向を専門部会に伝える。」とする結論に達したところでございます。

この審議会の意向も参考にいただき、当専門部会の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。

1点目は以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明のように、当専門部会は、例年、第1回目から非公開としているところです。

これに対し、公開の要請等もあったことから、令和2年度より審議会において専門部会の会議の公開・非公開が協議され、今年も協議したところ、『当初から専門部会を非公開とすべきである』との意向が示されました。

部会長としましては、審議会の意向も参考としつつ総合判断いたしまして、当専門部会は第1回目から非公開とすることが適当であると考えます。

ご意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なし】

部会長

はい。それでは、ご賛同いただけたと理解いたしました。

本年度も当専門部会の会議は第1回目から非公開といたします。引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。2点目でございます。

続けて、資料2の専門部会運営規程の第7条をご覧いただきたいと思っております。

専門部会の議事録や資料の公開・非公開についてご説明いたします。

専門部会の議事録や資料は、会議同様に、原則公開であるものの、運営規程第7条第2項で、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」とされております。

また、同条第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する」としております。

令和2年度より、当専門部会の議事録、資料につきましては、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は公開用議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとしています。また、専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただきます。

また、労働局ホームページにも掲載させていただいているところでございます。

こうした状況も踏まえていただきまして、今年度の専門部会の議事録等の公開・非公開についての、ご審議をお願いいたします。

なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しましては、これらの法律に規定された不開示情報を除いて、開示されることとなります。ご承知おきいただきたいと思います。

2点目は以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

説明のありました2点目は、専門部会の議事録、資料の公開・非公開についてです。

事務局説明のとおり、当専門部会の議事録等は、令和2年度より原則公開としているところです。

加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。

本年度も、当専門部会の議事録等については、各回の専門部会の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。それでは、今年度も専門部会の議事録、資料については、公開といたします。

重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。

公開用議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。

事務局をお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資

	<p>料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録において、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長 事務局	<p>特にないようですので、事務局は次の説明をお願いいたします。</p> <p>はい。では、3点目でございます。</p> <p>ただいま、運営規程に関してご審議をいただいたところでございますが、このほか、専門部会の開催回数や意見聴取・意見陳述の実施の有無についてご審議をいただきたいと思います。なお、通常ですと、専門部会の開催回数は3回、また、専門部会での意見聴取や意見陳述は行わないこととしております。</p> <p>以上の取り扱いについても、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のとおり、専門部会の運営規程に関わることの他では、例年、専門部会は3回で終了すること。また、意見聴取や意見陳述は実施しないこととしています。</p> <p>本年度も、同様の扱いとしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。それでは、ご賛同いただけましたので、本年度は専門部会の開催回数は基本的に3回とさせていただきます。</p> <p>では次に、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。お手元の資料3をご覧くださいと思います。</p> <p>こちら、最低賃金審議会令の抜粋でございます、第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>最低賃金審議会の意思決定は、本審の議決によってなされるところでございますが、第6条第5項にかかる運用としまして、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるかとされております。このことにつきまして、6月30日の審議会におきまして、この取り扱いを適用するというを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、同条第7項についてですが、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、専門部会の廃止について規定されております。運営規程第9条にも専門部会の廃止について規定されているところでございますが、専門部会の廃止に伴う専門部会委員の皆様のご解任の通知文書につきましては、交付を省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局の説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしく願いいたします。</p> <p>また、当専門部会の廃止の手続きと通知の省略について説明がございました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>では次に、群馬県最低賃金改正決定に係る審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>審議いただくにあたりまして、配布いたしました資料のご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料4でございます。資料4は、審議会、専門部会の開催日程です。一番右の欄が、今年度のものでございます。今朝のニュース等でご存じの方もいるかと思いますが、昨日、中央最低賃金審議会におきまして、第4回目安小委員会が開催されております。午後3時から開催いたしまして、11時までやられたようですが、結論には至っていないということでございます。一般論でございますけれども、目安答申がずれ込みますと審議会日程に影響する場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>次に、資料5でございます。6月30日に、群馬労働局長が、群</p>

	<p>馬県最低賃金の改正決定について、群馬地方最低賃金審議会会長に諮問させていただきました諮問文の写しでございます。</p> <p>審議にあたりましては、地域別最低賃金の決定の3要素であります、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における労働者の生計費 ② 労働者の賃金 ③ 通常の事業の賃金支払能力 <p>等を考慮していただくなどして、骨太の方針等にも配慮したご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>次に資料の6ですが、6月30日の諮問後に、最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労働者及び関係使用者の意見聴取の公示を行いました。そうしたところ、5件の意見書の提出がありました。</p> <p>その写しが、こちらに添付してございます。</p> <p>資料6の(1)は、[]から提出されました、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>次の(2)は、[]から提出されました、最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書でございます。</p> <p>次の(3)は、[]から提出されました、2022年度の地域別最低賃金額の目安審議に向けた意見書でございます。</p> <p>次に(4)です。こちらは、[]から提出されました、最低賃金の改善を求める意見書でございます。</p> <p>(5)としまして、[]から提出されました、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書でございます。</p> <p>いったんここで、説明を区切らせていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ここまでの事務局からの説明で、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>ご意見等ないようですので、次の資料について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料7からご説明いたします。</p> <p>資料7は、生活保護法の条文でございます。</p> <p>資料8は、令和2年度の生活扶助基準額でございます。第1類</p>

費、第2類費などの、18歳から19歳にの単身の方に適用される金額を掲示しております。

資料9は、令和4年度の群馬県生活保護基準額表でございます。

次に資料10は、群馬県級地別人口の表でございます。生活保護費を給地別に見た人口構成を、令和2年の国勢調査の結果から引用しております。

資料11は、北関東三県の地域別最低賃金、新規高卒者初任給、標準生計費、有効求人倍率、消費者物価指数の比較対照表が添付しております。

資料12は、令和3年分の毎月勤労統計調査結果でございます。

資料13は、2021年の小売物価統計調査結果でございます。令和4年6月10日の総務省の発表によるものです。

資料14は、平成28年のパートタイム労働者総合実態調査結果でございます。

資料15、16、17は、17は昨日開催されまして、今朝お配りしたのですけれども、こちらは中央最低賃金審議会の目安小委員会の配布資料でございます。それぞれの資料1枚目に資料の一覧がついておりますので、こういった資料が添付されているということで、ご承知おきいただきたいと思います。

以上が本日ご用意した資料でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局から資料の説明がございました。

これらの資料につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【特になし】

部会長

それでは、事務局から提供された以上の資料や、審議会長あてに提出された意見書の意見等も十分踏まえながら、今後専門部会において審議を行ってまいりたいと思います。

最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

はい。先ほど、日程の関係のところでもご説明いたしましたが、中央の状況がまだ確定しておりませんので、今後日程の変更する場合がございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

部会長	<p>はい。本日の審議事項は以上ですが、全体を通して他にご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 非公開事項はなしと確認いたしました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>